

1 日時

令和4年11月1日（火）13時30分～15時40分

2 出席者（敬称略）

(1) 委員

山崎（会長）、朝比奈（副会長）、長坂、石原、岡部、渡辺、圓山、水野、森田、岩崎、磯部、永井、西村、寺尾、久保、植野、山本、谷藤、小泉、徳江、川端、杉浦

（欠席：高木（副会長）、田上、後藤）

(2) 市職員

障がい者支援課 渡辺課長、水野、樋口、夏見、牧野

障がい者施設課 丸島、石井

発達支援課 大塚、丸山

(3) その他

市川市社会福祉協議会 宮間

3 傍聴者

なし

4 内容（敬称略）

事務局： 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

(樋口) 今年度はメンバーの改選がありましたので、時間の関係上、事務局から、新たに加わった方のお名前だけ呼びたいと思います。

岡部元輝様、渡辺隆教様、寺尾貴宏様、久保好子様、山本邦昭様、小泉好子様、杉浦望様。

以上となります。よろしくお願いいたします。

では、初めに、今年度から障がい者支援課の課長となった渡辺よりご挨拶申し上げます。

市)渡辺： お忙しい中お集りいただきありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。昨年度に皆様に検討していただき、予算要求しました、基幹相談支援センターえくるの拡充の予算のことについては、今年度確保することはできませんでした。今後も要求はしていきますが、報道されているとおり、新規事業の実施は厳しいところがある状況です。本日は、予算編成の関係の都合が急遽入

り、私、水野、丸島、石井がこの後退席させていただきます。今後も皆様のお力添えのほどよろしく申し上げます。

事務局 : それでは、会議に入りたいと思います。初めに、会長、副会長の選任のための仮議長を決めさせていただきたいのですが、仮議長は、障がい者支援課長が務めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 : ありがとうございます。
では、渡辺課長、仮議長席へお願いします。

仮議長 : それでは、仮議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。
(渡辺) まず、会議につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則公開となっております。事務局からは、本日の議題の中では、非公開とする内容は含まれていないと伺っております。本日の会議を公開するかどうかは、全ての議題の審議に先立って決定することとなっておりますが、本日の会議は全て公開としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

仮議長 : それでは、本日の会議は公開といたします。本日傍聴希望の方がいらっしゃればご入室いただきたいと思いますのですが、傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

事務局 : 本日は傍聴希望者はありません。

議題(1) 会長・副会長の選任

仮議長 : それでは、本日の最初の議題、「会長・副会長の選任」を行います。これまでのやり方にならい、互選にて決めさせていただきたいと思いますが、どなたかご推薦はございますでしょうか。

長坂 : 引き続き、会長には山崎さん、副会長には朝比奈さん、高木さんが適任ではないでしょうか。

仮議長 : 会長に山崎様、副会長に朝比奈様、高木様ということで、ご推薦いただきました。他にどなたかございますでしょうか。なければ、会長に山崎様、副会長に朝比奈様、高木様ということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

仮議長 : それでは、会長は山崎様、副会長は朝比奈様、高木様にお願いすることと致します。お手数ですが、山崎会長、朝比奈副会長には、会長席、副会長席にお移りいただければと思います。ここからの進行は、山崎会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議題(2) 連絡・報告事項

会長 : よろしく申し上げます。

(山崎) 会議に当たり、皆さんと気持ちを共有できることがあるかと考えていたが、昨日の3つのニュースが気になった。①コロナ禍だが、企業の収益が大きかったということ、②このため、税収も多かったということ、③ただ、我々の給料が30年間ほとんど変わっていないということ、だった。これは、格差の拡大とも言えるが、税収が増えているというのは悲観だけではなく、今後政策的な提言をしていくことでもっと盛り上げていけるのではないかと感じた。

それでは、議題(2)「連絡・報告事項」について、所管課より申し上げます。

(障がい者支援課長渡辺、水野、障がい者施設課丸島、石井が退席)

市)樋口 : 1点目、「市川市手話言語条例」について。ろう者協会の機関紙「さとみ」でも手話言語条例のことが紹介されているが、この条例は本市の今年2月の議会で制定された。同様の条例としては県内7番目となる。条例の内容は資料にあるとおり。第1条では、手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め、本市において誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とすると規定している。

2点目、障害者週間のことについて。今年度も、Web上で開催の予定。実行委員会を中心に現在企画を進めている。I♥1 グランプリ、福祉の店、市内施設マップ、市役所ファンクションルームでの展示、動画の作成を企画している。

会長 : 何かご質問等はあるか。

谷藤 : 障害者週間のことについて。周知チラシはあるか。家族会に周知したいが。

市)樋口 : 今準備中。でき次第配布する予定。

会長 : 他にはあるか。

植野 : 今春に手話言語条例が制定された。手話通訳事業について当事者団体も加えての運営委員会をと平成 25 年 3 月に厚生労働省通知(モデル実施要綱)が出ている。運営委員会を設けてほしいと以前から言っているが、いつ頃になるか。また、障害者週間イベントの手話啓発の動画について話が出ているが、字幕を入れるという編集もお願いしたい。

市)樋口 : 運営委員会については準備中で、今後検討していく。

会長 : 他にご質問等は。
また、本日配布された資料について何か補足はあるか。

植野 : 今日、3 年前の台風の件についての報告書を配布させていただいた。聴覚障がい者を対象にして通訳の配慮が欠けていたという県内のいくつかの市町に事例の掲載がある。資料の 48、49 ページがそれに該当する部分。参考にご覧いただければと思う。

議題(3) 各部会等の状況について

会長 : 次に、議題(3)「各部会等の状況について」、まずは相談支援部会からお願いします。

長坂 : 概要は資料にあるとおり。IS-net では、「サポート事業」により、支援の質を高められるサポートを行っている。また、相談支援専門員と学校との連携に難しさを感じており、学校との話合いの場を設けることを検討中。GSV につい

ては、事例が集まらない、地域課題を挙げて解決につながらない、マンネリ化しているといった意見が出ている。

権利擁護連絡会に関しては、本市では成年後見制度利用促進法における「中核機関」が来年度に設置される予定という話が出ている。また、地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録者の中には成年後見制度が必要な方もおり、福祉職員向けも含めて研修が必要という話が出ている。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に関しては、グループホームは増えているが、精神障がいへの理解、長期入院の課題などの理解を促していく必要があるという意見、夜間宿泊体制のある精神障がいに対応できるグループホーム、入院まではいかない方でケアが必要な方を支援できる（夜間を含めた）グループホームが必要だが、人員確保が課題であるという意見、地域生活支援拠点等の「体験の機会・場」作りの検討が必要という意見が出ている。その他、住宅セーフティネット法の居住支援協議会、居住支援法人がキーワード。朝比奈さんを中心に勉強会が行われている。

地域課題は多いが、部会として改めて何に取り組んでいくか目標設定していきたい。相談支援専門員の質の向上や、市全体としての相談支援体制作りが課題。

会長 : 権利擁護連絡会の部分の、成年後見制度の関係のことについては、本日、市川市社会福祉協議会の後見相談担当室の宮間室長に来ていただいていますので、ご説明をお願いします。

宮間 : 成年後見制度に関する中核機関の整備の進捗について。中核機関の機能は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人を支援する機能となっている。その他、資料にあるとおり。

会長 : 社会福祉協議会にも各専門職がいる。気軽に相談していただきたい。次に、生活支援部会からお願いします。

磯部 : 今年度、部会として取り上げていくテーマは、①人材育成、②暮らしの場、③地域生活支援拠点等事業の3点。

①については、今年度、つながり研修を開催したが、参加者は就労系の事業者の方が多かった。今年度中にもう一度開催する予定。事業者同士でつながって顔が見える関係を作っていきたい。

②については、障がい者の高齢化が以前から課題だが、今後ニーズ調査を行って行く予定。

③については、地域生活支援拠点等コーディネーターから、業務内容についての評価ができる場がほしいという意見が出ている。そのような仕組みを今後検討していく。また、強度行動障がいがある方への支援スキルを得られる仕組みを作っていくことも検討中。重度心身障がいや医療的ケアを必要とする方への支援も課題。

高次脳機能障害児者サポート会議で企画した家族交流会は、集まりが悪く中止した。

そのほか、永井委員、岩崎委員から各会議の状況の説明を。

永井 : 重心サポート会議について。今月 15 日に勤労福祉会館で研修を行う予定。ケアに関わる看護師の確保が依然として課題。リベルタス代表の伊藤氏から千葉市の事例などをお話いただく予定。

岩崎 : グループホーム等連絡会について。資料にあるとおり、今年 9 月 22 日、9 月 30 日に研修会を開催した。また、現在、グループホーム等支援ワーカーで白書を作成中だが、千葉県の計画の目標では「令和 5 年度末のグループホームの総定員数 8,400 名」となっているところ、既に今年 3 月で 9,000 人となっており、クリアしている。ただ、障がい者福祉の経験のない事業者の参入が増えているのが心配。来月の 12 月には、日中サービス支援型のグループホームが奉免町にできると聞いている。日中サービス支援型のグループホームの運営に当たっては、自立支援協議会に対し、年に 1 回以上事業の実施状況等を報告することになっている。年に一度では少ないので、もう少し細かく報告してほしいと思っている。細かいことは今後詰めていきたい。

会長 : 次に、就労支援部会からお願いします。

西村 : 利用者やご家族の高齢化が課題となっている。就労継続支援 B 型事業所で介護的な支援が行われている状況。セルフプランの方が多く、通所受入れに際してのアセスメントにも課題を感じている。50~70 歳代の方が就職相談に来ているが、就職には結びつきづらい。定年後に就労継続支援 B 型事業所に来る方も増えている。知的障がいの方の場合はいくら稼げるかというより日中過ごす場所を探して来ている感じだが、年金のみの生活は厳しいので働きたいと言って来る方もいる。バリバリ働いていた方が就労継続支援 B 型事業所に来るのは

本人にとっていいことなのかどうか。今後の定年後の方の受け皿はどこになるのか。福祉サービスのみではなく、地域の中で仕組が必要ではと感じる。また、障害者総合支援法に就労定着支援が創設されて4年経つが、企業にもやるべきことをやってもらうという統一見解をとということで、話し合いを行っている。そのほか、就労されている方のほとんどが福祉サービスを使っていないため、地域生活支援拠点等の情報を得られていない方が多い。親の緊急時等の対応が難しく、がじゅまる等と協力しながら対応している状況。地域生活支援拠点等の宣伝をどうしたらいいかを考えている。また、就労系事業所の職員のアセスメント力の向上が必要。そのほか、寺尾委員から説明を。

寺尾 : 就労支援部会の中では、相談支援部会との意見交換の場がほしいという話が出ている。福祉的就労担当者会議では、利用者の高齢化に関して、送り出しの問題、セルフプランの問題という2点の話が複数の方から出ている。送り出しについては、ご本人の作業が難しくなったときに、どうやって送り出せばいいのかというところ。ご本人の意思が大切だが、職員それぞれで見方も違い、明確なものがなく、苦慮している。セルフプランについては、毎日通所されていると気付かないことが多く、相談支援専門員からのちょっとした一言で気付けることもある。できれば、セルフプランでなくなるとよい。

会長 : 次に、こども部会からお願いします。

徳江 : 本日は追加資料を配布した。今年度の問題意識としては、「障がい児支援体制の充実」、「地域の課題の共有と連携体制の構築」。

事業所数は増えているが、支援の質に差がある。また、各事業所の特色や空き状況が分かりづらい。事業所に通い過ぎているお子さんが大変な思いをしていたり、家で過ごす時間が少なく家族関係に影響が出ているケースが増えている。

また、指定障害児相談支援事業所がなかなか増えず、セルフプランの方が依然として多いこと、福祉と教育との連携が図りにくく、スマイルプランも積極的に活用されているとは言えないということ、発達が気になるお子さんは増えているが、保護者への支援も必要で、そのための情報が不足していることなどがポイントとして挙げられている。

今後、円滑な地域支援に向けての課題を抽出するためのアンケート調査を実施する予定。第2回こども部会で集計結果を報告予定。

会長 : 次に、障害者団体連絡会からお願いします。少し時間が押しているので、ポイントを絞ってお願いします。

植野 : 5月に総会、9月に本部会を実施した。柱は、「福祉避難所の在り方」と「虐待防止法・差別解消法についての学習・啓発」。5月の総会には田中市長が来てくれ、各団体からの要望を聞いてくれた。今後、バリアフリーハンドブックを改訂し、発行する予定。また、福祉避難所の在り方について、障がい者団体の要望などについてコミュニケーションの不足が否めず、現在、市からヒアリングをいただいているところ。福祉避難所をどう作っていくかが今後の課題。そのほか、障がい者団体への助成金が以前と比べてかなり減った。市の募金の取組み方針の展開の変化の影響があったと聞いている。

会長 : 以上について、何かご質問やご意見は。

朝比奈 : 3点。①後見の中核機関のこと。地域連携ネットワーク会議を整備するということだが、専門職だけではなく、ご家族、当事者、市民後見人などもメンバーに含めていただけることを期待したい。②地域生活支援拠点等については、コーディネーターの評価をという話があったが、基幹相談支援センターの機能とも関係すると思うので、合同の協議の場があると良いと思っている。③就労支援部会からの報告にあった、就労系事業所職員のアセスメント力向上については、必須だと思う。相談支援専門員の増員に頼ることなく、是非取り組んでいただきたい。就労系事業所から相談支援専門員がもっと生まれてもいい。それで力がボトムアップしていくと思う。

会長 : ①については、宮間さん、どうか。

宮間 : 専門職以外にも幅広くということで、行政に投げかけているところ。

会長 : ②については、えくるとしてどうか。

長坂 : えくるとしても協力し合いたい。

会長 : 磯部さんはどうか。

磯部 : 毎回出る意見だったので、まずはやってみることから。来週的生活支援部会でもそういう話をしたい。

会長 : ③については、西村さん、どうか。

西村 : 仰るとおりだと思う。ただ、特定相談支援事業をやっていても、サービス系の事業で手一杯で人員が回せない、という事業者もあった。皆さんにアピールしながら話を伺っていききたい。

会長 : 市からは何かご意見はあるか。

市)樋口 : 今のところ特にはない。

会長 : サービスの質の向上にも関わることであり、是非、現場の意見として尊重していただいて、前向きにご検討いただけると。

他にご質問等はあるか。

谷藤 : 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関して。えくるの相談の5割から7割が精神障がいに関連するものであり、それもすぐに解決せずに次の年に持ち越されている状況だと思う。精神障がい者への支援は本当に充実してほしい。人員確保のために何が本当に必要か。事業者さんが疲れ切っていると思う。これがあれば、という本当のところを言っていただけると分かりやすいと思う。情報共有、行政のバックアップなど、事業者が元気になるようなことが必要。

会長 : 皆が今元気になるには、ということだが、石原さんから何かあるか。

石原 : 皆さんが疲弊しているところはあるとは思いますが、個人的意見になりこういう場での発言としては不適切かもしれないが、何に取り組んでいくのか、優先順位をつけ、方向性を決めること、各法人の経営者がこういうことに取り組もうという意向を持ち、行政と事業者が方向性を一致させることなのではないかと思う。

会長 : 他にご質問等は。

植野 : 中核機関の話について、障がい特性の異なる方々など幅広くメンバーに含めていただくようお願いしたい。今年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が成立・施行された。メンバーとして加わる障がい当事者が若干名に限定されるのではという危惧がある。ご配慮をお願いしたい。

会長 : 宮間さん、どうか。

宮間 : ご指摘はごもっともかと思う。市で協議中。

会長 : 他にご質問等は。

久保 : 会員から質問があったことだが、障害者週間の作品は一人1点ということだが、福祉会には作品を出す人がいない。一人が2点出してもよいか。また、今お話に出ているグループホームというのは、障がい者向けのグループホームということか。

市)樋口 : 障害者週間のことは、確認して後日ご連絡する。

会長 : グループホームは、障がい者向けのものである。

議題(4) 基幹相談支援センター運営協議会の報告について

会長 : 次に、議題(4)「基幹相談支援センター運営協議会の報告について」、お願いします。

朝比奈 : 残り時間が少ないため、概要は本日の資料22ページ以降を確認してほしい。えくる報告資料については、長坂さんからお願いします。

長坂 : 別冊資料を基に説明する。えくるへの新規相談者は、精神障がいの方が50%以上だった。5ページ以降には、事例の中に細かいデータを記載している。7ページ下にはキーワードを載せているが、このキーワードの数が毎年どんどん増えている。皆さんの困りごとが多岐に渡っていると感じる。事例は代表的な

ものを3つ挙げた。内容は資料にあるとおり。「いつか支援につながれば深刻な孤立は防げたかもしれない」、「ひとりの困りごとは地域の困りごと」であると強く感じる。

朝比奈 : ありがとうございます。

先日開催した基幹相談支援センター運営協議会では、障がい者福祉の外にも目を向け、そこと協働をということで、「市川市生活サポートセンターそら」の状況の報告をした。資料は24ページ。そらの相談者の3~4割くらいの方は、障害者手帳を所持している方、自立支援医療（精神通院医療）を受給している方、そうではなくとも明らかに障がい疑われる方など、何らかの生きづらさを抱えている方だった。障害者手帳を使わない形での就労支援の仕組みも少しずつ広がっており、そのあたりも視野に入れてえくるの機能を考えていこうということの問題提起した。

また、資料26ページは、市川市住宅セーフティネット計画の策定についての資料。住宅セーフティネット法が制定され、住宅確保要配慮者というのが定義された。この中に障がい者も含まれる。住宅確保に関しての色々な支援などがこの法律に規定されている。市の計画については市営住宅審議会で検討していくが、私もそらの主任の立場として審議会に参加することになった。今、えくるとサンワークの石原さんに呼びかけ、住まいの勉強会という任意の勉強会を作り、計画への意見を整理しているところ。身寄りがなく賃貸住宅に入居できない方の支援をどうするかなど、親亡き後の支援にも直結すると思う。

さらに、22ページには、私が言う立場ではないが、重層的支援体制整備事業に関することが載っている。令和2年に社会福祉法が改正され、地域共生社会を目指す政策として、誰も取りこぼさない相談支援体制、孤立しない地域づくりなどが事業として定められたのが重層的支援体制整備事業。令和5年7月から市において新規に事業をスタートさせる方向になっている。具体的な中身はこれから詰められていくところ。自立支援協議会を通じて情報提供や意見聴取をお願いしたいと福祉政策課に伝えている。

長坂 : えくるの報告書については、分かりやすいものにしたいと思って工夫を続けている。ご意見があれば取り入れていきたいので、よろしくお願いします。

会長 : 時間がないため、質問は最後にし、議題を先に進めます。

議題(5) 千葉県第八次千葉県障害者計画策定に係る意見聴取の依頼への回答について

会長 : 事務局から、この議題について簡単に説明をお願いします。

事務局 : 事務局から、今回の議題の趣旨をご説明する。

今回の県からの依頼の趣旨は、県が令和5年度中に「第八次千葉県障害者計画」を策定していくにあたり、県内の各市町村の自立支援協議会の意見を聴くというもので、来月の12月28日までに、協議会として意見を取りまとめて提出してほしい、という依頼が来ているもの。設問は2点あり、「1 現在の障害者施策で特に課題と考えること及びその理由」、「2 第八次千葉県障害者計画で特に期待することや取り組んだ方が良いと考える施策及びその理由」となっている。そのほか、「県の障害者施策についてお気付きの点等ございましたら併せて記載してください」とされている。回答については、この協議会での取りまとめ後、事務局において整理して、県に送信しようと思っている。

会長 : 今回の資料では、あらかじめ幹事会において整理した県への回答案を、検討のたたき台として提示させていただいている。どれもそれぞれの部会等で出されているポイントかと思う。何かご意見等はあるか。

永井 : (4)補足については、このとおりだと思う。地域生活支援拠点等での緊急対応という面でも重要である、ということも付け加えていただきたい。

森田 : (5)補足について。受講枠がないのは、サービス管理責任者の基礎研修においても同様。定員900人のところ1,300人申し込んだと聞いている。ここも拡充をお願いしたいと思っている。

磯部 : (3)補足について。身近な地域に仕組ができるとうい。強度行動障がいのスーパースタイルの仕組は既にあるので、それを身近な地域でという働きかけをしてほしいと思っている。

また、この本会のみでなく、他の部会でも意見が出たら今回の回答に反映してほしい。

会長 : では、12月15日くらいまでを目途に皆さんからご意見ををお願いします。他に何か全体的にご質問やご意見はあるか。特になければ、本日は終了とする。事務局からあるか。

事務局 : 次回の開催日についてはまたご連絡します。

会長 : では、これで閉会します。ありがとうございました。